新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）
交付要領
（インフラ整備事業（国土交通省所管港湾整備事業））

令和７年４月１日
国港総第 782 号

国土交通省港湾局長

第1　通　則

新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱（令和7年1月 31 日付け府地創第 22 号及び府地事第 41 号内閣府事務次官通知、6農振第 2322 号農林水産事務次官通知、20250121 財経第1号経済産業事務次官通知、国総政第 45 号国土交通事務次官通知、環政総発第 2501303 号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。）第6　1　3）に定める新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）のインフラ整備事業（国土交通省所管港湾整備事業）の交付に関しては、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第9号）、港湾関係補助金等交付規則（昭和 36 年運輸省令第 36 号）、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要綱（インフラ整備事業（国土交通省所管港湾整備事業））（令和7年4月1日付け国港総第 781 号国土交通事務次官通知。以下「交付要綱」という。）、その他の法令及び関連通知のほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2　交付申請

交付要綱第8に定める交付申請書の様式は、社会資本総合整備事業にあっては社会資本整備総合交付金交付申請等要領（平成２３年３月１１日付け国官会第２３７９号国土交通事務次官通知。以下「申請等要領」という。）様式第1を「社会資本整備総合交付金」とあるのは「新しい地方経済・生活環境創生交付金」と、「社会資本総合整備計画名」とあるのは「実施計画名」としたうえで準用するものとし、港湾整備事業（港湾機能高度化施設整備事業を除く。）にあっては港湾関係補助金等交付規則実施要領（昭和４３年５月８日付け港管第８１４号国土交通省港湾局長通知。以下「実施要領」という。）第２　１補助金等交付申請書を「港湾関係補助金等」又は「国土交通省所管港湾関係補助事業について、補助金」とあるのは「新しい地方経済・生活環境創成交付金」と、「補助金額」とあるのは「交付金額」としたうえで準用するものとし、港湾整備事業（港湾機能高度化施設整備事業に限る。）にあっては港湾機能高度化施設整備費補助交付要綱（平成１７年４月 1 日付け国港管第1号。以下「高度化施設要綱」という。）別添1補助金交付申請書を「補助金」とあるのは「新しい地方経済・生活環境創成交付金」としたうえで準用するものとし、交付申請書は国土交通省地方整備局(北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合

事務局)へ必要な書類を添えて提出するものとする。

第3 変更交付申請

交付要綱第9に定める交付決定変更申請書の様式は、社会資本総合整備事業にあっては申請等要領様式第4を「社会資本整備総合交付金」とあるのは「新しい地方経済・生活環境創生交付金」としたうえで準用するものとし、港湾整備事業にあっては実施要領第2 2補助金等増額交付申請書又は 10 補助金等交付額一部取下げ承認申請書を「港湾関係補助金等」又は「国土交通省所管港湾関係補助事業」とあるのは「新しい地方経済・生活環境創成交付金」としたうえで準用するものとし、その手続は第2の規定を準用する。

第4 申請の取下げ

交付要綱第10の申請取下書の様式は、申請等要領様式第11を「社会資本整備総合交付金」とあるのは「新しい地方経済・生活環境創生交付金」としたうえで準用するものとし、その手続は第2の規定を準用する。

第5 実績報告

交付要綱第12に定める実績報告書の様式は、社会資本総合整備事業にあっては社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領（平成24年3月30日付け国官会第3299号国土交通事務次官通知）様式1から様式3を「社会資本整備総合交付金」とあるのは「新しい地方経済・生活環境創生交付金」としたうえで準用するものとし、港湾整備事業（港湾機能高度化施設整備事業を除く。）にあっては実施要領第2 5完了実績報告書（その1）から7年度終了実績報告書を準用するものとし、港湾整備事業（港湾機能高度化施設整備事業に限る。）にあっては高度化施設要綱別添2完了実績報告書を準用するものとし、その手続は第2の規定を準用する。

第6 準用

この要領に定めのない事項については、社会資本総合整備事業にあっては、社会資本整備総合交付金交付要綱、申請等要領及び関連通知の定めるところに準じるものとするほか、実施要領、港湾関係補助金等交付規則実施要領の運用について（平成22年4月1日国港総第69号港湾局長通知。以下「運用通達」という。）に準じるものとし、港湾整備事業にあっては、実施要領、運用通達、高度化施設要綱（港湾機能高度化施設整備事業に限る。）に準じるものとする。

附　則

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

2 地方創生港整備推進交付金交付要領（平成28年4月20日付け28水港第48号水産庁長官及び国港総第703号国土交通省港湾局長。以下「旧要領」という。）は廃止する。

3 この要領の施行の際、現に旧要領に基づき行われている継続事業で、令和6年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、旧要領は、前項の規定にかかわらず、なお

その効力を有する。

4　令和６年度末までに法第５条第15項の認定を新たに受けた地域再生計画に記載されている第５条第４項第１号ロに規定する事業の実施については、当該地域再生計画の計画期間が終了するまでの間、なお従前の例による。